



議事結果

1 海老名市景観計画区域内における行為の届出の景観形成基準への適合について（諮問）

(1) 大和ハウス工業株式会社による建築物の新築、開発行為

結論：令和4年8月19日付け海都計発第10号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。

なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 外壁色及び外周フェンスの色彩について、過去に建築された物流倉庫等と明彩度等を比較検証し、周辺環境と調和した色合いとなるよう再検討すること
- ② 植栽計画について、区域東側に通るJR相模線の乗客からの眺めを考慮し、高木の植樹を行うなど植栽の配置を再検討すること。また、車両出入口についても安全性確保の観点から、樹種選定及び配置を再検討すること
- ③ シンボルツリーについて、区域北西側及び南西側の角地への植樹を検討すること
- ④ 周辺の水路や線路に落葉等の影響が出ないように、適正に維持管理を行い、将来にわたり景観への配慮を継続すること

(2) YPアセット株式会社による建築物の新築、開発行為

結論：令和4年8月19日付け海都計発第10-2号で諮問のありました標記の件について、海老名市景観推進計画に基づく景観形成基準への適合を認めます。なお、以下の項目を意見として申し添えます。

- ① 植栽計画について、海老名IC交差点及び県道43号線沿いの周辺環境と調和した植栽計画となるよう再検討すること
- ② 高速道路利用者からの視点に立った配慮として立体駐車場の西面（高速道路側）への壁面緑化、また、高速道路及びキャンプ場、双方の利用者の視点に立った景観に配慮した植栽計画となるよう再検討すること
- ③ 区域南東側（海老名IC交差点側）の公共緑地部分におけるシンボルツリーについて、計画区域外の南側に植樹が予定されているシンボルツリーの樹種との対比を考慮し、樹種の選定について再検討すること
- ④ 植栽については、適正に管理を行い、将来にわたりまち並みに彩りを与える景観を維持すること

以上